



令和元年 5月31日(金)  
(2019年)

No. 14940 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [173] ..... (1)

弁理士の眼

173

出願意匠「卓上敷マット」拒絶審決取消請求事件

一知財高裁平成30(行ケ)10147.平成31年4月18日(2部)判決<請求棄却>一

牛木内外特許事務所  
弁理士 牛木 理一

[キーワード] 公然知られた意匠からの容易創作  
(法3条2項)、引用意匠の範囲(公然知られた  
意匠とは?)、意匠法3条2項の改正法案

【事案の概要】

本件は、意匠登録出願拒絶査定不服審判請求に対

する不成立審決の取消訴訟である。争点は、下記2  
の意匠登録を受けようとする意匠が、下記3の意匠  
1及び意匠2の形状、模様若しくは色彩又はこれら  
の結合(以下、形状、模様若しくは色彩又はこれら  
の結合を「形態」ということがある。)に基づいて容  
易に創作をすることができたかどうか(意匠法3条  
2項)である。



Patent Attorneys  
KUZUWA & PARTNERS

葛和国际特許事務所

副所長	弁理士	塩崎	所長	弁理士	葛和	清司*	木村	伸也, Ph.D.
	弁理士	江	進	副所長	弁理士	弁理士	井上	純一郎
	弁理士	大	頭一		弁理士	弁理士	千野	櫻子
	弁理士	栗	由美		弁理士	弁理士	高河原	芳子, Ph.D.
	弁理士	木	邦敏		弁理士	弁理士	矢後	知美*
	弁理士	羽	美紗		弁理士	弁理士	前田	正夫
	弁理士	小	綾子	常任顧問	弁理士	技術顧問	R. Sankaran, Ph.D.	
	中国弁理士	田	益鴻		鄭			

\*付記弁理士登録済

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 西新宿三井ビルディング17階

TEL 03(5321)6761 FAX 03(5321)6760

E-Mail [info@kuzuwa.com](mailto:info@kuzuwa.com) URL <http://www.kuzuwa.com>

## 1 特許庁における手続の経緯(乙16、弁論の全趣旨)

原告(高山商事株式会社)は、平成28年4月22日、下記2の意匠について意匠登録出願をしたところ(意願2016-008920号。以下「本願」という。)、平成29年4月6日付けで拒絶査定を受けたため、同年7月14日、拒絶査定不服審判を請求した(不服2017-10588号)。

特許庁は、平成30年8月27日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同年9月18日、原告に送達された。

## 2 本願意匠

本願の意匠登録を受けようとする意匠(以下「本願意匠」という。)は、別紙第1のとおりである(乙16)。

## 3 審決の理由の要点

### (1) 本願意匠

本願意匠の意匠に係る物品は「卓上敷マット」であり、その形態は、以下のとおりである。

#### ア 全体の構成態様

全体は、平面視略横長長方形(縦横比は約1:1.7)のシート状であり、長手方向に多数敷かれた真菰が略等間隔の5本の糸で短手方向に編まれて、外周縁に細帯状の化粧縁布が設けられている。

#### イ 編み糸の色彩

編み糸の色彩は平面視左から緑、赤、白、紫、黄である。

#### ウ 化粧縁布の模様

化粧縁布には濃緑色の地に金色の亀甲文様が配されて、その亀甲中央に金色の菱紋状模様が表されている。

### (2) 意匠1

意匠1(別紙第2の2頁に掲載。3頁は拡大図)の意匠に係る物品は、机の上に敷かれた「マット」であって、真菰で形成されており、その形態は以下のとおりである。

#### ア 全体の構成態様

全体は、平面視略横長長方形(縦横比は約1:1.8)のシート状であり、長手方向に多数

敷かれた真菰が略等間隔と推認される5本の糸で短手方向に編まれて、外周縁に細帯状の化粧縁布が設けられている。

#### イ 編み糸の色彩

編み糸の色彩は、別紙第2の1頁によると左端寄りに緑(載置されたハス葉の上に現れている)、中央から右に白、赤、黄であり、別紙第2の2、3頁によると右端寄りに緑、その左が紫であるから、別紙第2の1頁の置き方によると、平面視左から緑、紫、白、赤、黄の順に並んでいる。

#### ウ 化粧縁布の模様

化粧縁布には濃緑色の地に金色の亀甲文様が配されて、その亀甲中央に金色の菱紋状模様が表されている。

### (3) 意匠2

別紙第3の意匠2に係る物品は、盆飾りを載せる「盆莫蔭」であり、その形態は、以下のとおりである。

#### ア 全体の構成態様

全体は、平面視略横長長方形(縦横比は約1:1.8)のシート状であり、長手方向に多数敷かれた真菰が略等間隔の5本の糸で短手方向に編まれて、外周縁に細帯状の化粧縁布が設けられている。

#### イ 編み糸の色彩

編み糸の色彩は平面視左から緑、紫、白、赤、黄である。

#### ウ 化粧縁布の模様

化粧縁布には濃緑色の地に金色の亀甲文様が配されて、その亀甲中央に金色の菱紋状模様が表されている。

### (4) 創作容易性の判断

ア 「自由な発想から問題解決を行う」ことをポイントにして、「単一の業界展示会では成しえない、業種の垣根を越えた新たな出会いがある、価値ある見本市」を標榜する「東京インターナショナル・ギフト・ショー春2016」や「東京インターナショナル・ギフト・ショー春2015」などのような異業種交流の見本市や展示会では、テーブル掛けなどの物品分野のものだけではなく、慶弔用品も併せて